

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学特任教授、特任准教授等の選考等に関する規程

平成17年3月1日  
規程第 2 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教育研究系有期契約職員就業規則(平成17年規則第1号)第1条第2項第1号から第4号に定める特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教(以下「特任教授等」という。)の選考等に関し必要な事項を定める。

2 特任教授等の選考等は、この規程に定めるもののほか、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教員選考規程(平成16年規程第46号。第4条の3において「教員選考規程」という。)によるものとする。

(定義)

第2条 特任教授等とは、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学(以下「本学」という。)における教育研究及び社会貢献活動等の充実を図るため雇用される教育研究系有期契約職員であって、原則として常勤教員と同様の勤務形態かつ、次の各号のいずれかに該当する業務に従事する者をいう。

(1) 本学が必要と認める教育研究分野に関し、専門家に当該分野の教育研究を担当させる場合

(2) 知的財産の取扱いその他本学の業務遂行上必要と認める専門的分野に関し、学外の専門家に当該業務を担当させる場合

(3) 本学の役員又は教員の任期満了又は定年による退職時において、研究プロジェクトの代表者である等の理由により、当該役員又は教員に引き続き当該研究プロジェクトを担当させる場合

(4) その他学長が特に必要があると認めた場合

(特任教授等に係る教員選考会議の選考)

第3条 次の表の左欄の組織の特任教授等の候補者は、右欄の教員選考会議が選考する。

左 欄	右 欄
先端科学技術研究科	先端科学技術研究科教員選考会議
総合情報基盤センター	総合情報基盤センター教員選考会議
遺伝子教育研究センター	遺伝子教育研究センター教員選考会議
物質科学教育研究センター	物質科学教育研究センター教員選

	考会議
データ駆動型サイエンス創造センター	データ駆動型サイエンス創造センター教員選考会議
デジタルグリーンイノベーションセンター	デジタルグリーンイノベーションセンター教員選考会議
保健管理センター	保健管理センター教員選考会議
戦略企画本部	戦略企画本部教員選考会議
教育推進機構	教育推進機構教員選考会議
研究推進機構	研究推進機構教員選考会議
男女共同参画室	男女共同参画室教員選考会議
地域共創推進室	地域共創推進室教員選考会議

(戦略企画本部等の教員選考会議)

第4条 次の各号に掲げる教員選考会議は、その種類に応じ、当該各号に定める者(第3項において「組織の長」という。)及び学長が指名する者でそれぞれ組織する。

- (1) 戦略企画本部教員選考会議 学長
- (2) 男女共同参画室教員選考会議 男女共同参画室長
- (3) 地域共創推進室教員選考会議 地域連携担当理事

2 前項の学長が指名する委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、委員の在職する期間は、当該委員を指名する学長の在職する期間を限度とする。

3 教員選考会議に議長を置き、組織の長をもって充てる。

4 議長は、教員選考会議を主宰する。

5 教員選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

6 教員選考会議の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決する。

(議長の代行)

第4条の2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員が議長の職務を代行する。

(選考における手続の特例)

第4条の3 先端科学技術研究科長は、第3条の表に掲げる先端科学技術研究科教員選考会議において特任准教授(研究室を主宰する特任准教授を選考する場合を除く。)、特任講師又は特任助教を選考する場合であって、当該選考を行う領域に関する専門的知識等が必要と認めるときは、教員選考規程第4条

第1項第1号イの委員を先端科学技術研究科長が指名する先端科学技術研究科副研究科長にさせることができる。

(特任教授等候補者の報告)

第5条 教員選考会議の議長は、学長に特任教授等候補者を報告する。

(特任教授等選考の決定)

第6条 学長は、前条の報告に基づき、教育研究評議会に報告し、特任教授等候補者を決定する。

2 学長は、当該特任教授等候補者について不相当と認める場合は、再度選考させることができる。

3 第2条第4号の特任教授等の選考は、学長の申出に基づき、教育研究評議会の審議を経て、これを決定する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、特任教授等の選考等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月15日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学特任教授、特任准教授等の選考等に関する規程の規定は、平成21年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年12月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の前日までに改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学特任教授、特任准教授等の選考等に関する規程第3条の規定により情報科学研究科、バイオサイエンス研究科及び物質創成科学研究科の教員選考会議において、先端科学技術研究科の特任教授等の候補者として選考された者は、改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学特任教授、特任准教授等の選考等に関する規程の規定により選考された先端科学技術研究科の特任教授等の候補者とみなす。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。